

市内転居 に関するおまな手続き

※1 税・社会保障関係の手続きで「マイナンバー」マークのあるものは、「マイナンバー（個人番号）」と「※3 本人確認書類」が必要。必要です。（マイナンバーは「マイナンバーカード」「マイナンバー記載の住民票の写し」で確認できます。）
 ※2 「出張所」マークのあるものは、聖蹟桜ヶ丘駅出張所・多摩センター駅出張所でも手続きできます。（平日のみ）

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口※2	便利な本 ※4
住所 戸籍		マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カードのいずれかをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方)・マイナンバーカード・在留カード ・住民基本台帳カード	市民課 出張所 (本庁舎 1 階) ※電子証明書の手続きは本庁のみ	P42 P43 P49
		印鑑登録をしている方	手続不要 (住所は自動的に変更)			P44
保険 年金		国民健康保険に加入している方	新しい保険証等の交付 (後日郵送となる場合あり)	・旧住所の国民健康保険証 ・旧住所の高齢受給者証 (70 歳から 74 歳までの方)	市民課 出張所 (本庁舎 1 階)	P58
		→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付	・旧住所の限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		P59
		→各種認定証をお持ちで世帯主が変わる方	各種認定証の新規申請 ※新規申請は交付条件があります。ご相談ください。	新規の申請には 世帯主と対象被保険者の「マイナンバー」		P59
		後期高齢者医療制度に加入している方 (75 歳以上または一定の障害がある 65 歳以上の方)	手続きは不要 (後日新しい保険証・各認定証等を郵送)		保険年金課 (本庁舎 1 階)	P70
		→各種認定証(限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証・特定疾病療養受療証など)をお持ちの方				P70
		国民年金に加入中の方	国民年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続不要		P56
		年金を受給中の方	年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続不要 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ		P56
高齢		65 歳以上または要介護認定を受けている方	介護保険証などの住所変更 (介護保険証などの差替えを希望される方のみ)	介護保険証など (お持ちの方は、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証)	介護保険課 (本庁舎 1 階)	P75
		(参考)東京都シルバーパスをお持ちの方	新しい住所を東京バス協会(電話 03-5308-6950)へご連絡ください。ご連絡がないと、一斉更新のお知らせが届かなくなります。		高齢支援課 (本庁舎 1 階)	P78
障がい		障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	→各種手帳 (身体障害者手帳はマイナンバー必須)	障害福祉課 (本庁舎 1 階)	P81
		障害や難病に関する各種手当・医療費助成を受けている方	住所等の変更	※お問い合わせください		P62 P84
		交通費助成(ガソリン費・タクシー費)やその他障害福祉関連の助成等を受けている方	住所等の変更	※お問い合わせください		P82
		障害福祉サービスを利用している方	障害福祉サービス受給者証の住所変更	※お問い合わせください		P87
子ども		小学生・中学生のお子さんが出て学区が変わる方	転校の手続き			P69
		→お子さんが今の学校に引き続き在籍する場合	条件付学校希望制の申請	(特になし)	学校支援課 (ベルブ永山 4 階)	P72
		→お子さんが新しい学区の学校に転校する場合	転入学手続き	前籍校の転校書類 ※転入学手続き後に転校先の学校に提出	学校支援課 (ベルブ永山 4 階) 出張所	P72
		学童クラブに入所しているお子さんがいる方	住所変更 学童クラブ希望変更手続 (学区変更等で学童クラブの異動を希望する場合)	・身上等異動届 ・学童クラブ変更願 (お問い合わせください)	児童青少年課 (本庁舎 4 階)、 在籍の学童クラブ	P70
		0 歳～高校生等のお子さん				-
		→児童手当を受給している方	手続きは不要 ※受給者が公務員世帯の方は、勤務先へ申請			P66
		→児童手当の対象児童と異なる住所に住む方	住所変更、別居児童に関する監護事実の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	※受給者が公務員世帯の方は、勤務先へ申請		P66
		→子ども医療費受給者証をお持ちの方	子ども医療費受給者証の住所変更	子ども医療費受給者証	子ども・若者政策課 (本庁舎 4 階)	P68
		保育園・幼稚園に入園・申請しているお子さんがいる方	住所変更	※お問い合わせください		P71
		母子・父子・女性福祉資金を借用している方	異動の手続き	※お問い合わせください		P90
	ひとり親の制度(児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親医療費等助成制度のいずれか)を受けている方	各制度の変更届	児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費助成医療証※お問い合わせください		P66 P90 P91	
税・ 料金		上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届 (ご住所の変更) または、請求書の郵送先変更の申込み等	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 0570-091-100(ナビダイヤル)		P47
		税金等の納付について相談される方	納付相談	本人確認書類	納税課(本庁舎 2 階) 保険年金課 (本庁舎 1 階)	P50
		原動機付自転車(125cc 以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車を所有している方	標識交付証明書の変更手続き	※お問い合わせください		P55
		軽二輪、二輪の小型(125cc 超のバイク)を所有している方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033		課税課 (本庁舎 2 階)	P55
		軽三輪、軽四輪自動車を所有している方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104			P55

※3 本人確認書類について・・・本人確認書類として、次の書類 (原本) のいずれかを提示してください。(有効期間があるものは、その有効期間内のものに限り) 1 点で確認できるもの [マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書] 2 点必要なもの [健康保険証、年金手帳、介護保険証など] **代理人の方が手続きするときは**・・・①代理人の方の本人確認書類、②委任状 (委任者本人が署名したもので、作成日から 3 ヶ月以内のもの) を確認させていただきます。また、委任状に不備があると受付できない場合があります。そのため、委任する権限を明確にご記入ください。③マイナンバーの対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番号) をご提示いただきます。
 ※4 「便利な本」とは・・・「多摩市の便利な本」のことで、多摩市民の皆さまのくらしの手引きとなるような行政情報や詳細な地図を掲載しています。この一覧では「多摩市便利な本 2023 年版」のページ数を記載しています。

済	該当	1手続きが必要な方	2手続き	3必要なもの	4受付窓口	便利な本
	その他	ごみの出し方のご案内	(ごみの出し方パンフレット)		エコプラザ多摩 または エコフレンドリー窓口 (本庁舎1階)	P94
		粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集・清掃工場への持込の申し込み	※粗大ごみ電子申請 https://logoform.jp/form/4N4o/tamasodai ※粗大ごみ専用ダイヤル 042-375-9713	エコプラザ多摩	P96
		市営住宅の入居者 (市営住宅以外の住居へ引っ越し時)	市営住宅の退去手続き	※必ず届出が必要です。お問い合わせください	都市計画課 (東庁舎2階)	P50
		市営住宅に入居を希望する方 (市営住宅以外の住所から引っ越し時)	入居の相談	※受付窓口でご相談ください。 ※入居者募集は広報及びホームページでお知らせします		P50
		犬を飼っている方	犬の登録事項変更届の記入(住所)	(特になし)	環境政策課(東庁舎1階)	P105
		大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちの方	住所、健康保険証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証に変更があった場合 変更届の記入	変更後の住民票(1ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証の写し、高齢受給者証の写し、後期高齢者医療被保険者証の写し、マル都医療券	福祉総務課 (本庁舎2階)	P62
		被爆者健康手帳をお持ちの方	変更届の記入	※お問い合わせください		-
		健康診断受診票をお持ちの方(被爆二世の方)	変更届の記入	※お問い合わせください		-



多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘出張所と多摩センター出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

2024年6月発行 2024年10月改定

手続きチェックリスト 市内転居

※保険証は、令和6年12月2日以降従来の保険証のほかに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」も該当します

多摩市内でお引越された方へ

まずはじめにする手続きは、**転居届**を 市民課(本庁舎1階) または 出張所 へ提出

※新しい住居へ実際に住み始めてから14日以内に届け出てください

《届出できる人》

- ご本人または世帯主
- 代理人(委任状が必要)

《届出に必要なもの》

1. 本人確認書類
2. 委任状(代理人)
3. マイナンバーカード
4. 住民基本台帳カード
5. 国民健康保険被保険者証
6. 後期高齢者医療被保険者証
7. 介護保険被保険者証
8. 乳医療証
9. 子医療証
10. 在留カード
11. 特別永住者証明書

※3～11はお持ちの方のみ

転居届における本人確認書類とは・・・

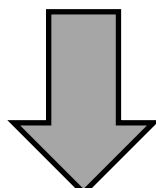
市役所での手続きの際は本人確認をいたします。
つぎの本人確認書類(原本)の提示が必要です。
※有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りです。

1点で確認できるもの・・・[マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降発行のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書]

2点必要なもの・・・[健康保険証、年金手帳、介護保険証、顔写真付きの社員証、学生証など]

代理人の方が手続きするときは・・・

- ①代理人の方の本人確認書類の提示が必要です。
- ②委任者本人が署名した委任状をご持参ください。(※本人が署名できない事情があるときは、事前にご相談ください。)
・委任状に不備があると受付できない場合があります。委任する権限を明確にご記入ください。
・委任状の有効期限は作成日から3ヶ月です。
・多摩市公式ホームページから委任状の様式をダウンロードできます。
- ③マイナンバーの対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります